

# 令和3年度 第1回久留米市生涯学習センター運営委員会

開催月 令和3年9月（書面会議）

## 次 第

### 1. 辞令交付

### 2. 議事

(1) 委員長・副委員長の選任について

(2) 令和3年度久留米市生涯学習センター事業計画について

### 3. 報告

(1) 令和2年度久留米市生涯学習センター利用状況の報告について

(2) 新型コロナウイルス感染症に伴う、久留米市生涯学習センター  
の閉館・利用制限等について

## 目 次

議事等説明資料	1
【議事1】委員長・副委員長の選任について	
久留米市生涯学習センター運営委員会委員名簿	2
【議事2】令和3年度久留米市生涯学習センター事業計画について	3
【報告1】令和2年度久留米市生涯学習センター利用状況の報告について	18
【報告2】新型コロナウイルス感染症に伴う、久留米市生涯学習センター の開館・利用制限等について	20
【参考資料1】久留米市生涯学習センター運営委員会規則	23
【参考資料2】前回（令和2年度第2回）	
久留米市生涯学習センター運営委員会会議録	26

## 議事等説明資料

### 【議 事】(1) 委員長・副委員長の選任について

委員長・副委員長の選任は、久留米市生涯学習センター運営委員会規則第6条第1項の規定に基づき、委員の皆様のご互選により定めることとなっております。

つきましては、別紙書面表決書に推薦者のご記入をお願いいたします。なお、資料2頁に委員名簿を掲載しておりますのでご参照ください。

※事務局としましては、佐藤 晶二委員に委員長を、川島 芳子委員に副委員長をお願いさせていただければと考えております。

### 【参考】久留米市生涯学習センター運営委員会規則

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### 【議 事】(2) 令和3年度久留米市生涯学習センター事業計画について

久留米市生涯学習センターで令和3年度に実施する事業については、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、久留米市新型コロナウイルス対策本部の方針に基づき、感染対策を行いながらの事業実施を計画しております。詳細は資料3頁から17頁をご参照いただき、別紙書面表決書に承認の可否と、ご意見等のご記入をお願いいたします。

### 【報 告】(1) 令和2年度久留米市生涯学習センター利用状況の報告について

令和2年度の利用者数等についてお知らせいたします。詳細は資料18頁から19頁に掲載をしておりますので、お目通しの程、よろしくをお願いいたします。

### 【報 告】(2) 新型コロナウイルス感染症に伴う、久留米市生涯学習センターの開館・利用制限等について

令和2年度からの、新型コロナウイルス感染症に伴う久留米市生涯学習センターの対応についてお知らせいたします。詳細は資料20頁から22頁に掲載をしておりますので、お目通しの程、よろしくをお願いいたします。

## 委員長・副委員長の選任について

## 久留米市生涯学習センター運営委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)センターの利用者	かわしま よしこ 川島 芳子	久留米市生涯学習センター利用者の会	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで
	きのした ひとし 木下 等	久留米市生涯学習センター利用者の会	
(2)社会教育の関係者	とりごえ ただひろ 鳥越 忠廣	久留米市校区まちづくり連絡協議会	
	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会	
	いけだ ひろこ 池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	
	くが あすか 空閑 明日香	久留米市小・中学校PTA連合協議会	
	さとう さちこ 佐藤 幸子	久留米市小・中学校PTA連合協議会	
	いのうえ たいぞう 井上 泰三	久留米連合文化会	
	よしだ ひろこ 吉田 裕子	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	
	ふじき わかこ 藤木 和歌子	久留米男女平等推進ネットワーク	
	いしばし あつし 石橋 篤	福岡県教育庁北筑後教育事務所	
(3)学校教育の関係者	ひぐち よしこ 樋口 佳子	久留米市小学校長会	
	さかい ゆたか 坂井 豊	久留米市中学校長会	
(4)学識経験者	さとう しょうじ 佐藤 晶二	久留米市議会議員	
	きくたけ しょうごう 菊竹 章剛	特定非営利活動法人 久留米音楽協会	
(5)その他教育委員会 が必要と認める者	さとう あい子 佐藤 あい子	久留米市男女平等推進センター 利用者連絡協議会	

※委員長・副委員長選任の際、ご参照ください。

## 令和3年度久留米市生涯学習センター事業計画について

### 1. 基本方針

久留米市生涯学習センター（以下「センター」という。）は、久留米市における基幹的な生涯学習・社会教育施設として、市民が生涯にわたって学習する環境を整備し、生涯学習の振興及び普及を図ることを目的とします。

そのため、生涯のあらゆる時期に、あらゆる場所において学ぶことを目指す生涯学習の理念を踏まえ、センターの指定管理者である公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団（以下「指定管理者」）と連携・協力しながら、多様化・高度化する市民の学習ニーズや社会的課題への的確な対応と良質なサービス提供に努めていきます。

また、事業実施を検討する際には、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先として、十分な対策を講じた上での実施を行っています。

#### ■ 主な取組み

- (1) 子どもから、成人、高齢者にいたるそれぞれの学習ニーズとセンターに求められる役割を踏まえ、効果的な事業展開を図ります。
- (2) 学習の成果を活かし、社会に還元する学習発展事業等の充実・拡大を通じて、市民との協働を推進します。
- (3) 生涯学習の推進に向けた、学習情報の適切な情報提供に努めます。
- (4) 指定管理者への適切なモニタリングにより、事業の質的な充実、利用者満足度の向上を図ります。
- (5) 施設の適切な維持管理に努め、利用者の快適な利用環境の整備と施設の長期利用を図ります。

## 新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業実施について

令和3年度生涯学習センターの事業実施については、久留米市新型コロナウイルス対策本部（以下、「対策本部」）の方針に従って判断することとし、さらに生涯学習センターで実施基準を定め、実施、延期または中止の決定をしております。

5月6日から6月21日までの臨時休館期間後の事業については7月から順次実施をしておりましたが、再度8月10日からの臨時休館により、9月末までの事業は延期または中止の判断をしております。なお、自宅で受講できるオンライン講座やアーカイブ配信が可能な講座については、年間を通して随時実施するよう計画をしております。

### ■事業実施について

事業実施を検討する際には、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先して、人と人との間隔が確保できるか、参加者の把握が可能か、身体的接触を伴うものか、高齢者など重症化しやすい参加者を対象としたものか等の事業内容を精査しました。

実施に当たっては、人と人との間隔を確保するため定員を制限し、共有物の消毒や受講者の検温確認、全員のマスク着用を必須とするなど感染防止対策を講じています。

### ■今後について

久留米市内における今後の感染状況によっては、必要に応じて事業実施が可能か、延期または中止が適切かを検討していきます。